公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４号
福岡県飯塚市小正38番地　市営新弁分住宅Ａ棟８号
債務者　松岡　美保
１　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１６９号
北九州市小倉北区熊本２丁目７番42―202号
債務者　今村　和豊
１　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０３号
北九州市小倉南区中曽根１丁目１番31―407号
債務者　井上　光明
１　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６８号
千葉県柏市柏６丁目６番18―303号
債務者　細貝千鶴子
１　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３９号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町87番地
債務者　坂井　幸男
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１号
山口県宇部市大字際波1710番地６グリーンハイツ102号、従前の住所山口県宇部市大字東須恵3079番地４藤本アパート201号
債務者　瀬戸崎秀行
１　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第３５号
山口県宇部市常盤台１丁目１番１―204号旦の辻市営住宅
債務者　山部　由里
１　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第４号
岩手県釜石市小川町４丁目３番33号　佐々木アパート７号
債務者　福島　康之
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４５号
仙台市青葉区上愛子字舟橋23番地の３
債務者　山田　　淳
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
仙台市青葉区木町６番23―110号
債務者　杉山　昭夫
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
茨城県日立市十王町伊師本郷1203番地の101
債務者　蝦名　純子
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３３号
茨城県高萩市本町４丁目41番地　タナベハイツＡ―301
債務者　安島美智子
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３４号
茨城県日立市鮎川町５丁目12番20号
債務者　助川　考史
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３４８号
埼玉県川口市戸塚東２丁目12番１―306号　ビューラー金台
債務者　木村　英次
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
埼玉県志木市下宗岡１丁目20番８号
債務者　島田　弘子
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
埼玉県熊谷市石原2019番地１　県営石原団地２の104
債務者　小林久美子
１　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部